

能登地域移住交流協議会

副業（兼業）人材活用支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 能登地域移住交流協議会の副業（兼業）人材活用支援業務委託事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その透明性・公平性を確保するため、業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、副業（兼業）人材活用支援業務委託業務に係るプロポーザル方式による企画提案の審査を行い、優秀な業者を選定する。

（構成）

第3条 委員会は、七尾市、羽咋市、中能登町の管理職員をもって組織する。

2 委員長は、本協議会の事務局長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、事業を担当する自治体所管課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則 この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年6月27日限り、その効力を失う。